

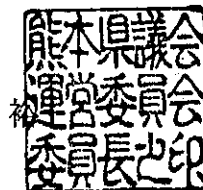
委員会提出議案第 1 号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月22日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 山口



熊本県議会議長 溝口幸治様

## 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第119条の見出し中「配布」を「提供」に改め、同条中「印刷して、議員及び関係者に配布する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の提供の方法により議員に提供するとともに、当該会議録を印刷したもの又は電磁的記録の提供の方法により関係者に提供する」に改める。

第120条中「前条の」の次に「規定により議員及び関係者に提供する」を加える。

### 附 則

- 1 この規則は、この規則の公布の日以後最初に招集される定例会の招集の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に閉会した会議に係る会議録の提供については、改正後の第119条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### （提案理由）

議員及び関係者の利便性の向上等を図るため、会議録を電磁的記録により提供することができるようにするため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。